

# 税制改正大綱の格差是正

識者  
評論

2019年度税制改正大綱が12月14日に決定された。地域間の税収格差是正のため、大都市にある企業が自治体に対して負担する地方法人課税（主に、法人事業税・法人住民税の地方法人2税）の一部を地方に手厚く再配分することとなった。



神奈川大学法学部教授

蒨田 英人

## 地域活性化阻害する

与額とするものであり、新たに「人口」のみを譲与基準とすることになった。

来年10月の消費税10%増税後、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止する決定を見直し、法人事業税に戻す予定だったものを事実上存続させるものである。いったん廃止し名称を変えただけの実質的な続行で

サービスの受益に対する応益負担を原則とした税である。大都市の地方法人課税の収入額を地方に再配分することは、受益と負担の関係を分断し課税原則に反する公平性を欠くやり方である。

人や企業の本社が集中する東京都をはじめとする大都市に地方法人課税が偏在することか

に左右されやすい地方法人課税（法人事業税の外形標準課税部分を除く）により税収の偏在是正をするのではなく、偏在が小さく景気に左右されにくい安定した消費税の地方税化や地方交付税の財源（所得税および法人税の33・1%、酒税の50%、消費税の22・3%、地方法人税は100%）を再検討するなど、

しないように国政レベルで解決しなければならぬ問題である。

大都市への一極集中による過密化の弊害こそ是正すべきであり、それにより大都市も地方も暮らしやすい活性化を。国は地方との税財政を含めたあるべき全体像を示すことなく、税源の地域間の偏在是正を進めることは、地域活性化を阻害する不合理的な結果を招くことになる。地方創生に資する企業の地方移転を促す施策を強化することも、地方に税源を移譲するなど

あり、その正当性を説明する必要がある。

同時に、法人住民税の法人税割の一部を地方交付税の原資とする地方法人税（国税）により、地方への再配分を拡大することが決まっている。しかし、地方税の国税化は、地方の課税自主権を弱め、地方分権に逆行するものである。

また、地方法人課税は、公共

ら、偏在是正をするために大都市に負担を強いることは、取れるところから取って不足分を埋め合わせするという安易な場当たり的なやり方である。さらに、大都市と地方が財源を取り合うことになり妥当性を欠くものである。

税収格差是正は国税で行うべきであり、国全体で是正すべきことである。税収が偏在し景気

抜本的な税制改革が必要である。

従来、ふるさと納税による地方税の移転や地方交付税の財源を大都市は多く負担しているのであり、既に地方の税収格差是正に貢献している。本来、地域間格差是正は税制で行うべきではなく、大都市への人の転入増加や企業の本社機能の集中の解消など大都市に税源が偏在

に、地方に税源を移譲するなど

に、地方に税源を移譲するなど

◇

「信託の法制度と税制」合同会社の法制度と税制（第一版）（編著）など。